

後発医薬品使用促進対策広告制作等委託業務の
プロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数	様式
後発医薬品使用促進対策 広告制作等委託業務 企画提案書	1枚	正本1部、副本5部	様式—5による
業務に対する考え方	A4 (縦横問わず) 30枚まで	正本1部、副本5部	自由
企画提案による効果			
実施体制図			
スケジュール			
経費見積書			

2 提出方法

持参、又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

3 提出期限

令和元年9月9日(月)午後17時15分必着

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-8570 住所 高知県高知市丸ノ内 1-2-20

高知県健康政策部医事薬務課 TEL 088-823-9682

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的と効果

後発医薬品の品質、有効性、安全性等、また、3保険者(市町村国保、後期高齢者医療広域連合、協会けんぽ)で行う重複・多剤投薬通知事業について県民に情報提供を行い、薬局等での相談を通じて、患者QOLの向上、後発医

薬品使用率の向上による医療費の適正化を図る。

(2) 事業の要件

契約締結にあたって作成する仕様書に掲げる業務を滞りなく遂行すること。

(3) 現状の問題点、課題

ア. 後発医薬品

- ・後発医薬品の使用割合が全国平均と比して低調
(H31.1 現在 全国:77.5% 高知県:73.1%(全国 46 位))
→後発医薬品の品質、安全性等に関する不信感が払拭できていない。
(平成 30 年度県民世論調査結果)

イ. 重複・多剤投薬

- ・残薬や薬の飲み間違い等による患者 QOL の低下(特に高齢者)
→重複・多剤投薬による健康被害リスクの周知が必要。
- ・服薬状況の一元管理→お薬手帳の一冊化

(4) 特に提案を求めるポイント

ア. 後発医薬品

- ・TVCM、新聞広告媒体等を通じた後発医薬品の品質、安全性等に関する正しい知識の普及啓発及び薬局店頭での啓発強化
＜主な啓発ターゲット＞
65歳以上の高齢者及び、10代以下の若年層の後発医薬品使用を決定する保護者世代(20代～30代)
- ・医療費(薬剤費)の適正化と社会保障制度の持続可能性
後発医薬品に切りかえることで、窓口負担を減らせるだけでなく、「税金」や「保険料」でまかなわれている国の「医療費」の節約に繋がる。

イ. 重複・多剤投薬

- ・重複・多剤投薬を是正するための取組(服薬通知事業※)を広く県民に周知し、医師、薬剤師への相談を促す。

※レセプト分析を活用した3段階の個別勧奨による取組

- ①医療保険者(市町村国保、後期高齢者医療広域連合、協会けんぽ)から重複多剤服薬が考えられる患者さんへ服薬状況の通知を発送
- ②服薬サポーター(医療保険者毎に配置)より通知対象者へ電話により薬局での相談を勧奨
- ③高知家健康づくり支援薬局等の薬局薬剤師による服薬指導

- ・「お薬手帳」の一人一冊化を啓発する。

(5) 提案書に記述する内容

ア. 広告内容等

- ・提案する広告の訴求力及び創意工夫について記載してください。

イ. 視聴率、広告媒体等

- ・業務を行う人員体制及び制作スケジュールについて、医事薬務課との校正作業等も含めて記載してください。
- ・提案する広告媒体については、その視聴率や購読率等について記載してください。

ウ. 広告以外の取り組み

- ・テーマに対する県の取り組みの趣旨を踏まえて行う独自の取り組みについて記載してください。
- ・広告に対する意見・感想など、広告効果を評価する指標及びその結果報告方法について記載してください。

エ. 費用見積

- ・委託に係る費用について、費用見積書を提示してください。なお、見積書には、各項目に係る詳細を記載してください。

7 企画提案書についての留意事項

- (1) 企画提案書は、1者1提案までとします。
- (2) 必要に応じて説明資料を添付することができますが、その場合はA4縦で30枚以内としてください。
- (3) A4縦、横書き、11ポイント以上で作成してください。

8 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (2) 提出された企画提案書が次項に該当するときは、無効となる場合があります。
 - ① 虚偽の内容が記載されているもの
 - ② 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの